

議案第16号

長与町介護保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成30年3月6日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

平成30年度から平成32年度までの介護保険料等の所要の改正を行うもの。

長与町介護保険条例の一部を改正する条例

長与町介護保険条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第115条の44」を「第115条の45」に改める。

第13条中「第115条の47」を「第115条の49」に改める。

第14条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、「当該保険料の賦課期日における」を削り、同項第1号中「30,600円」を「32,400円」に改め、同項第2号中「44,200円」を「42,100円」に改め、同項第3号中「50,900円」を「48,600円」に改め、同項第4号中「61,100円」を「58,300円」に改め、同項第5号中「67,900円」を「64,800円」に改め、同項第6号中「74,700円」を「74,500円」に改め、同項第7号中「84,900円」を「84,200円」に改め、同項第8号中「101,900円」を「97,200円」に改め、同項第9号を次のように改める。

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 110,200円

第14条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「120万円未満」を「120万円」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「120万円以上190万円未満」を「200万円」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「190万円以上280万円未満」を「300万円」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、29,200円とする。

第31条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第31条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長与町介護保険条例第14条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 附則第1項ただし書に規定する日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。